

環境影響評価指針（抜粋）

（環境影響評価の項目の選定）

第16 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2～5 略

（参考手法）

第18 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第15第1項において読み替えて準用する第5及び第15第2項の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2～3 略

別表第1 参考項目（第16関係）

3 面的開発等

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用												
				資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	在理地立形地変及び並びに工作物造成地、存	廃棄物の最終処分				面的開発								
								廃棄物の搬入	埋立用機械等の稼働	廃棄物の存在・分解	汚水の排出	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	太陽電池発電設備の稼働	び製品、廃棄物等の搬入及び搬出	動環境に負荷を与える活	取物の掘採又は土石の採取の行為		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		○							○									
		窒素酸化物	○	○				○							○					
		浮遊粒子状物質	○					○							○					
		粉じん等	○	○	○			○					○*4		○*4					○
		有害物質等										○*4								
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○				○						○	①○					
		道路交通騒音	○					○												○
	振動	建設作業等振動		○				○						○						
		道路交通振動	○					○												○
	悪臭	水素イオン濃度			○															
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)						○*2			○									
		水の濁り(浮遊物質質量)			○		②	○*3			○									
		富栄養化									○									
		有害物質等									○									
	水底の底質			○																
	地形及び地質	重要な地形及び地質						○												
		地盤環境(地盤の安定性)			○*2		○*2													○
	地盤・土壌	地盤環境(地盤沈下)			○*2		○*2													○
		土壌環境			○															○
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○		○													○
地下水質						○													○	
日照障害	流向及び流速						○*1													
	水温																			
	反射光					③	○*3													
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○				○										
		海域に生息する動物					○*1													
	植物	重要な種及び群落			○	○	○				○									○
		海域に生育する植物					○*1													
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○	○			○										○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○														
		人と自然との触れ合いの活動の場	○			○	○													
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	○			○	○														
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				④	○*3												○	
		残土その他の副産物			○														○*4	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○					○	○	○								○	

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 4 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
 5 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 6 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 8 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 9 「廃棄物の最終処分」とは、条別表第6号に掲げる事業の種類のうち一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場をいう。
 10 「面的開発」とは、条別表第5号（太陽電池発電所に限る。）及び第10号から第19号までに掲げる事業の種類をいう。

注 *1は廃棄物の最終処分、埋立事業等及び面的開発に係る対象事業に、*2は埋立事業等に、*3は廃棄物の最終処分及び面的開発に係る対象事業に、*4は条別表第5号（太陽電池発電所に限る。）に、*5は条別表第18号に掲げる事業に、*6は工作物等の存在について、参考項目として適用する。

別表第2 参考手法（第18関係） ※修正箇所抜粋

参考項目		参 考 手 法
環境要素の区分	影響要因の区分	
建設作業等騒音	土地又は工作物の供用 機械等の稼働 風力発電設備の稼働 太陽電池発電設備の稼働 埋立用機械等の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 6 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 7 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 8 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 9 予測対象時期等 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期
水の濁り	工事の実施 掘削、盛土等の土工 土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在 土地又は工作物の供用 休憩所の供用 駅舎及び車両基地の供用 ダムの堤体、堰の護岸等の	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。） (2) 流れの状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域に

	<p>供用</p> <p>汚水の排出</p>	<p>おける土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算、事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 次のうち、いずれかの時期とする。 (1) 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期 (2) 事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>
<p>地盤環境 (地盤の安定性)</p>	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在 地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 鉱物の掘採又は土石の採取の行為</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地盤の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p> <p>6 予測の基本的な手法 地盤環境の特性を踏まえた調査地域における地盤の安定性の予測で地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、地盤環境が影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 地盤についての状況が変化し、それによって地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>反射光</p>	<p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>

		<p>4 調査地点 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 反射光の特性を踏まえて調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測地点 反射光の特性を踏まえて予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>9 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
廃棄物等	<p>工事の実施 掘削、盛土等の土工</p> <p>土地又は工作物の存在</p> <p>地形改変並びに造成地、埋立地及び工作物等の存在</p> <p>土地又は工作物の供用 ばい煙の排出</p> <p>汚水の排出</p> <p>環境に負荷を与える活動</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 廃棄物及び残土その他の副産物の種類ごとの発生量並びにそれらの最終処分量その他の環境への負荷の量の程度の把握 (2) 適切な処理・処分の方策の把握（太陽電池発電所に限る。）</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間、発電事業の終了時（太陽電池発電所に限る。）若しくは事業活動や施設の供用が定常状態にあるなど、適切に予測できる時期</p>

- 備考 1 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 「低周波音」とは、周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音及び超低周波音（周波数20ヘルツ以下の音）をいう。
- 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。**
- 4 「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。**
- 5 「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。**
- 6 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。**
- 7 「注目種等」とは、地域を特徴付ける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。**
- 8 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。**
- 9 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。**
- 10 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。**